

宮若市いじめ防止基本方針



平成26年12月

宮若市・宮若市教育委員会

はじめに

いじめは、決して許される行為ではありません。

いじめから一人でも多くの子どもを救うために、子どもを取り囲む大人一人一人が、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうる」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければいけません。

そして、いじめられている子どもがいた場合には、最後まで守り抜き、いじめをしている子どもにはその行為を許さず、毅然として指導していく必要があります。

いじめを防止するためには、市民全員が子どものいじめに関する課題意識を共有するとともに自己の役割を認識し、また、子ども自らも安心して豊かな社会や集団を築く推進者であることを自覚し、いじめを許さない風土づくりを進めていかなければいけません。

宮若市では、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第12条の規定および国のいじめ防止等のための基本的な方針（以下「国の基本方針」という。）に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために「宮若市いじめ防止基本方針」（以下「宮若市基本方針」という。）を策定し、取組の一層の充実を図っていきます。

目次

第1章	いじめ防止のための対策の基本的な考え方	P 1 ~ 5
1	いじめの定義	
2	いじめの防止等の対策に関する基本理念	
3	宮若市いじめ防止基本方針策定の目的	
4	いじめ防止に向けた方針	
第2章	いじめ防止等のために宮若市が実施する施策	P 6 ~ 11
1	いじめ防止・早期発見に関する取組	
2	宮若市いじめ問題対策連絡協議会の設置	
3	宮若市いじめ問題専門委員会の設置	
4	宮若市教育委員会の取組	
第3章	いじめ防止等のために学校が実施すべき施策	P 12 ~ 15
1	学校いじめ防止基本方針の策定	
2	学校いじめ防止対策委員会の設置	
3	いじめ防止・早期発見に関する取組	
第4章	重大事態への対処	P 16 ~ 23
1	重大事態の発生と対処	
2	宮若市いじめ問題専門委員会による調査	
3	市長による再調査と宮若市いじめ問題調査委員会の設置	
資料	重大事態発生時における組織構成図	P 24

第1章 いじめ防止のための対策の基本的な考え方

1. いじめの定義

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）

第2条（定義）

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒との何らかの人的関係を指します。

「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理やりさせられたりすることなどを意味します。けんかは除きますが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要です。

具体的ないじめの態様【例】

（1）冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる

- ・身体や動作について不快なことを言われる
- ・存在を否定される
- ・嫌なあだ名をつけられ、しつこく呼ばれる 等

（2）仲間はずれ、集団による無視をされる

- ・対象の子が来ると、その場からみんないなくなる
- ・遊びやチームに入れない
- ・席を離される 等

（3）ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする

- ・身体をこぶかれたり、触って知らないふりをされたりする
- ・殴られる、蹴られるが繰り返される
- ・遊びと称して対象の子が技をかけられる 等

（4）金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられ

たりされる

- ・脅され、お金を取られる ・靴に画鋸やガムを入れられる
- ・写真や鞆、靴等を傷つけられる 等

(5) 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする

- ・万引きや恐喝行為を強要される ・大勢の前で衣服を脱がされる
- ・教師や大人に対して暴言を吐かせられる 等

(6) パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

- ・パソコンや携帯電話の掲示板、ブログに恥ずかしい情報を載せられる
- ・いたずらや脅迫のメールが送られる
- ・SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）のグループから故意に外される 等

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれます。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向を考慮し、警察に相談・通報の上、警察と連携した対応をとることが必要です。

2. いじめの防止等の対策に関する基本理念

第3条（基本理念）

いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。

3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

全ての子どもは、かけがえのない存在であり、社会の宝です。子どもが健やかに成長していくことは、いつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことです。

子どもは人と人とのかかわり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見していきます。

互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できます。しかし、ひとたび子どもの生活の場に、他者を排除するような雰囲気形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねません。子どもにとっていじめは、その健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要があります。

そこで、いじめを防止するための基本となる方向性を次のとおり示します。

- (1) いじめはどの集団にも、どの学校にも、どの子どもにも起こる可能性がある最も身近で深刻な人権侵害案件である。**
- (2) いじめを防止するには、特定の子どもや特定の立場の人だけの問題とせず、広く社会全体で真剣に取り組む必要がある。**
- (3) 子どもの健全育成を図り、いじめのない子ども社会を実現するためには、学校、保護者、地域など、市民がそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力し、活動する必要がある。**
- (4) 子どもは、自らが安心して豊かに生活できる社会や集団を築く推進者であることを自覚し、いじめを許さない子ども社会の実現に努める。**

3. 宮若市いじめ防止基本方針策定の目的

宮若市基本方針は、上記の基本理念のもと、いじめの問題への対策を市民がそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力しながら広く社会全体で進め、法により規定されたいじめの防止および解決を図るための基本事項を定めること等により、市全体で子どもの健全育成を図り、いじめのない社会の実現を目指すことを目的とします。

4. いじめ防止に向けた方針

子どものいじめを防止するために、社会全体がいじめの起きない風土づくりに努めなければなりません。

また、いじめを察知した場合は適切に指導することが重要であり、その実行

のために市全体で子どもの健やかな成長を支え、見守っていく役割を果たす必要があります。

(1) 市としての役割

- ア いじめ防止に関する基本的な方針を定め、これに基づき、いじめの防止及び解決を図るための必要な施策を総合的に策定し、実施する。
- イ いじめの予防及び早期発見その他のいじめの防止、いじめを受けた子どもに対する適切な支援、いじめを行った者等に対する適切な指導を行うため、いじめに関する相談体制の充実、学校、家庭、地域住民、関係機関等の連携の強化、その他必要な体制の整備に努める。
- ウ 学校におけるいじめの実態の把握に努めるとともに、いじめに関する報告を受けたときは、適切かつ迅速に、いじめを防止するための必要な措置を講じる。
- エ 子どもが安心して豊かに生活できるよう、いじめ防止に向けて必要な啓発を行う。

(2) 学校としての役割

- ア あらゆる教育活動を通じ、誰もが安心して、豊かに生活できる学校づくりを目指す。
- イ 子どもが主体となっていじめのない子ども社会を形成するという意識を育むため、子どもが発達段階に応じていじめを防止する取組が実践できるよう指導、支援をする。
- ウ いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの子どもにも起こりうることを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は早期に解決できるよう保護者、地域や関係機関と連携し、情報を共有しながら指導にあたる。
- エ いじめを絶対に許さないこと、いじめられている子どもを守り抜くことを表明し、いじめの把握に努めるとともに、学校長のリーダーシップのもと、組織的に取り組む。
- オ 相談窓口を明示するとともに、児童生徒に対して定期的なアンケートや個別の面談を実施するなど、学校組織をあげて児童生徒一人一人の状況の把握に努める。
- カ 児童生徒間のトラブルは軽微なものも含めて、即時解消に向けて指導す

ることが必要であり、常に子どもの状況を見守り、よりよい人間関係を築くことが求められる。

(3) 保護者として

ア どの子どもも、いじめの加害者にも被害者にもなりうることを意識し、いじめに加担しないよう指導に努め、また、日頃からいじめ被害など悩みがあった場合は、周囲の大人に相談するよう働きかける。

イ 子どものいじめを防止するために、学校や地域の人々など子どもを見守る大人相互の情報交換に努めるとともに、根絶を目指し互いに補完し合いながら協働して取り組む。

ウ いじめを発見し、または、いじめのおそれがあると思われるときは、速やかに学校、関係機関等に相談または通報する。

(4) 子どもとして

ア 自己の夢を達成するため、何事にも精一杯取り組むとともに、他者に対しては思いやりの心を持ち、自らが主体的にいじめのない風土づくりに努める。

イ 周囲にいじめがあると思われるときは、当事者に声をかけたり、周囲の友人や大人に積極的に相談したりする。

(5) 市民、事業者、関係機関

ア 市民及び市内で活動する事業者（以下「市民等」という。）は、宮若市の子どもが安心して過ごすことができる環境づくりに努める。

イ 子どもの成長、生活に関心を持ち、いじめの兆候等が感じられるときは、関係する保護者、学校、関係機関等に積極的に情報を提供するとともに、連携していじめの防止に努める。

ウ 市民等は、地域行事等で子どもが主体性をもって参加できるよう配慮する。

エ 子どもの健全育成に関わる諸機関（警察・児童相談所・医療機関・法務局等）は、その役割を認識し、子どもが健やかに成長することを願い、相互に連携し、いじめの根絶に努める。

第2章 いじめ防止等のために宮若市が実施する施策

1. いじめ防止・早期発見に関する取組

市は、宮若市基本方針に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的に策定し推進します。

また、これらに必要な財政上の措置その他の必要な措置を講じることとし、いじめ防止等のために次の7項目を重点的に推進していきます。

- 学校、家庭、地域および関係機関、民間団体等との連携の強化
- 教職員の資質の向上
- 保護者等を対象とした啓発活動
- インターネット上のいじめの監視、および防止に向けた子どもや保護者等への啓発
- いじめの防止等のために必要な事項やいじめの防止等のための調査研究、検証およびその成果の公表
- いじめに係る相談制度または救済制度等についての広報および啓発活動
- 学校と家庭、地域が組織的に連携、協働する体制の構築

なお、いじめに係る相談、情報提供を受けた者は、当該相談、情報提供等の際に取得した個人情報（宮若市個人情報保護条例（平成18年宮若市条例第9号）第2条第2号に規定する個人情報をいう。）の漏洩の防止、その他当該個人情報の適正な取り扱いに十分留意しなければいけません。

2. 宮若市いじめ問題対策連絡協議会の設置

第14条（いじめ問題対策連絡協議会）

地方公共団体は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。

市は、法第14条第1項に基づき、いじめ防止等に関する関係機関の連携強化を図るため、学校、教育委員会、法務局、児童相談所、警察、学校医、その他の関係者により構成される「宮若市いじめ問題対策連絡協議会」（以下「連絡協議会」という。）を、条例の定めるところにより設置します。

いじめや不登校等の諸問題について情報交換を行う組織として、小中学校の生徒指導担当で構成される「宮若市生徒指導担当者会」（以下「生徒指導担当者会」という。）があります。ここでは定期的な情報交換を行うことで、小中学校間の連携をとり、いじめ等の防止・早期発見につなげています。この取組をふまえて、連絡協議会ではさらに以下の事項についての協議を行います。

- ①いじめ等の問題の実態把握および根絶のための方策に関すること
- ②学校等の取組についての協議、情報交換等に関すること
- ③啓発事業その他必要な事項に関すること 等

組織名		宮若市いじめ問題対策連絡協議会	
組織 の 構 成 員	関係機関		職名等
	学校	校長	
		教頭	
		生徒指導担当	
	宮若市教育委員会	学校教育課長	
		指導主事	
		スクールソーシャルワーカー	
		教育相談員	
	宗像児童相談所	宮若地区担当	
福岡法務局直方支局	人権問題担当		
直方警察署	生活安全課長		
学校医	学校医の代表		
その他	教育委員会が必要と認める者		

3. 宮若市いじめ問題専門委員会の設置

第 1 4 条

3 前 2 項の規定を踏まえ、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。

第 2 4 条（学校の設置者による措置）

学校の設置者は、前条第 2 項の規定による報告を受けたときは、必要に応じ、その設置する学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行うものとする。

宮若市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、法第 1 4 条第 3 項に基づき、連絡協議会との円滑な連携のもとに、宮若市立学校におけるいじめ防止等のための対策を実効的に行うために、教育委員会の附属機関として、「宮若市いじめ問題専門委員会」を設置します。

これは、弁護士、医師、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識および経験を有するものであって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係または、特別の利害関係を有しない者（第三者）をもって構成し、その公平性・中立性を確保するものです。宮若市立学校においていじめが認知された場合に委員会を招集します。

なお、法第 2 8 条に規定する重大事態に係る調査を学校の設置者として教育委員会が行う場合、この委員会が、調査を行う組織となります。

「宮若市いじめ問題専門委員会」は、主に以下の内容を担うものとします。

- ①いじめの防止等のための調査研究等の有効な対策の検討
- ②学校におけるいじめに関する通報や相談を受け、第三者機関として、当事者間の関係を調整するなどして問題の解決を図る。
- ③学校におけるいじめの事案について、教育委員会が学校からいじめの報告

を受け、法第24条に基づき、自ら調査を行う必要がある場合に当該調査にあたる。

④重大事態が発生した場合における質問票の活用や、その他の適切な方法による当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

組織名	宮若市いじめ問題専門委員会	
組織の構成員	関係機関	職名等
	法律の専門家	弁護士
	医療関係者	医師等
	学識経験者	大学教授等
	心理の専門家	スクールカウンセラー
	福祉の専門家	スクールソーシャルワーカー
	その他	教育委員会が必要と認める者

4. 宮若市教育委員会の取組

教育委員会では、次の3つの観点からいじめ防止のための取組を進めていきます。

(1) いじめの防止・早期発見に関すること

ア 児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが、いじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた人権教育、道徳教育及び体験活動等の充実を図る。

イ いじめの防止に資する活動であって、児童生徒が自主的に行うものに対する支援、児童生徒及びその保護者並びに当該学校の教職員に対していじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発を推進する。

ウ 児童生徒をいじめから守り、社会全体でいじめの防止に取り組むことへの理解及び協力を求めるため、12月を「いじめ防止啓発月間」とする。

エ いじめを早期に発見するため、児童生徒に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずる。

オ 児童生徒及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を

行うことができる体制を整備する。

・ いじめ 110 番電話相談、教育支援センターにおける教育相談等
カ 教職員に対し、いじめの防止等に関する研修の実施等、資質能力の向上に必要な措置を講ずる。

- ・ 教職員向け手引き等を活用した教職員への研修
- ・ 教職員向け手引き等を活用した生徒指導担当者、児童生徒支援加配、人権教育推進担当者等の専門性を高める研修等

キ 生徒指導担当者会による定期的な情報交換を行うことで、小中学校間の連携をとり、いじめの防止・早期発見につなげる。

ク インターネットを通じて行われるいじめに対しては、民間団体や事業主を含めた関係機関と連携して実態把握に努め、早期発見・早期対応のために必要な措置を講ずる。

また、児童生徒や保護者がインターネットを通じて行われるいじめの防止と効果的な対処ができるよう、関係機関と連携して資料等を配布するなど、必要な啓発活動を実施する。

(2) いじめの対応に関すること

ア いじめの対応に関すること

- ・ 教育委員会は法第 23 条第 2 項の規定による学校からの報告を受けたときは、必要に応じて当該学校に対し必要な支援を行い、もしくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行う。
- ・ 教育委員会は、学校からの報告を受けて、いじめを行った児童生徒の保護者に対して、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 35 条第 1 項（同法第 49 条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、当該児童生徒の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童生徒その他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずる。

イ 警察への通報・相談による対応

- ・ いじめの中には、犯罪行為として早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体、又は財産に重大な被害が生じるような直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、

教育的な配慮や、被害者の意向に配慮したうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応をとることが必要であることを学校に指導・助言する。

(3) 学校評価、学校運営改善の実施

ア 学校評価、教員評価の留意点

- ・教育委員会は、いじめの問題を取り扱うに当たっては、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、その実態把握や対応が促され、日頃からの児童生徒の理解、未然防止や早期発見、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等を評価するよう、学校に必要な指導・助言を行う。

イ 学校運営改善の支援

- ・教職員が児童生徒と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、事務機能の強化等学校マネジメントを担う体制の整備を図るなど、学校運営の改善を支援する。
- ・保護者や地域住民が学校運営に参画する学校運営協議会等の活用により、いじめの問題など、学校が抱える課題を共有し、地域ぐるみで解決する仕組みづくりを推進する。

(4) その他の事項

当該基本方針の策定から3年の経過を目途として、法の施行状況等を勘案して宮若市基本方針の見直しを検討し、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じます。

加えて、教育委員会は「学校いじめ防止基本方針」について、策定状況を確認し、公表します。

第3章 いじめ防止等のために学校が実施すべき施策

1. 学校いじめ防止基本方針の策定

第13条（学校いじめ防止基本方針）

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

学校は、国や県、市の基本方針を参酌し、自校のいじめ防止等の取組についての基本的な方向、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）として定めます。また、策定した学校基本方針については、教育指導計画において明示するほか、学校のホームページなどで公開します。

学校基本方針には、いじめの防止のための取組、早期発見・早期対応のあり方、教育相談体制の充実、児童生徒指導体制の確立、校内研修の充実などが想定され、いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処などいじめの防止等全体に係る内容等を盛り込み、以下3点の事項に注意して策定します。

- 学校基本方針を策定するにあたっては、検討する段階からの保護者や地域の参画が、策定後の学校の取組を円滑に進めていく上で有効となる。
- 児童生徒とともに、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、学校基本方針の策定に際し、児童生徒の意見を取り入れる等、子どもたちの主体的かつ積極的な参加が確保できるよう、留意する。
- より実効性の高い取組を実施するため、学校基本方針が、当該学校の実情に即して適切に機能しているかを学校いじめ防止対策委員会を中心に点検し、必要に応じて見直すことを明記する。

2. 学校いじめ防止対策委員会の設置

第22条（学校におけるいじめの防止等の対策のための組織）

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

学校は、当該校の複数の教職員等によって構成される「学校いじめ防止対策委員会」を組織することとなっています。日頃からいじめの問題等、児童生徒指導上の課題に対応するための組織として位置づけている「運営会議」や、「いじめ問題対策委員会」「生徒指導部会」等、既存の組織を活用することは、法の趣旨に合致するものです。必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官OBなど外部専門家の参加を求めることも効果的です。

「学校いじめ防止対策委員会」の役割は具体的には以下のとおりです。

- 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画を作成する際に中核となる役割
- いじめの相談、通報の窓口としての役割
- いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- いじめを察知した場合には、情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定、保護者との連携等の対応を組織的に実施する役割、等

また、当該組織は、学校基本方針の策定や見直し、各学校で定めた取組が計画どおりに進んでいるかどうかのチェックや、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、各学校のいじめ防止等の取組について、PDCAサイクルで検証を担う役割が期待されます。

3. いじめ防止・早期発見に関する取組

学校では、いじめの防止・早期発見に関する取組として、以下の4つの観点において具体的に進めていきます。

(1) いじめの防止

いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、学校はいじめの未然防止に向けて、児童生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行うとともに、児童生徒自らがいじめを自分たちの問題として考え、主体的に話し合う機会をつくることのできるよう支援します。

また、いじめの防止の観点から、豊かな心の育成のための学校教育活動全体をとおした包括的な取組の方針や教育プログラム、例えば、人権教育年間計画や、道徳教育年間計画等に年間をとおしたいじめへの対応に係る教員の資質向上のための取組計画等を具体的に盛り込みます。加えて、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認めあえる人間関係・学校風土づくりを推進していきます。

なお、教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導のあり方に細心の注意を払わなければなりません。

(2) 早期発見

いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要です。

このため、日頃からの児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ必要があります。

いじめの早期発見を徹底する観点から、例えば、チェックリストを作成、共有し、全職員で実施する等、具体的な取組を盛り込みます。

あわせて、学校は定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組んでいきま

す。

(3) いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教員で抱え込まず、「学校いじめ防止対策委員会」を中核として速やかに対応し、被害児童生徒を守りとおすとともに、加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導を行います。被害児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、児童生徒の状態にあわせた継続的なケアを行っていきます。加害児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、再発防止に向けて適切に指導するとともに、児童生徒の状態に応じた継続的な指導及び支援を行うことが必要です。

これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携のもとで取り組んでいきます。

なお、「いじめ」が暴行や傷害等犯罪行為にあたりと認められる場合や、児童生徒の生命、身体または、財産に重大な被害が生じる場合などは、直ちに警察に通報して、被害児童生徒を守らなければいけません。その際は、学校での適切な指導・支援を行い、被害者の意向にも配慮した上で、警察に相談・通報し、連携して対応していきます。

(4) 教職員研修の充実

学校の教職員のいじめの問題に関する資質の向上を図るため、県および教育委員会と連携し、学校基本方針の共通理解をはじめ、いじめの防止等のための対策に関する校内研修を実施します。

(5) 家庭、地域への啓発

青少年の健全育成をめざす「中学校区別青少年育成会議」等を活用し、いじめの問題など、学校が抱える課題を共有し、地域ぐるみで解決する仕組みづくりを推進します。また、いじめへの理解や早期発見のために学校通信等によって、家庭への支援や、啓発活動を推進していきます。

第4章 重大事態への対処

1. 重大事態の発生と対処

第28条（学校の設置者又はその設置する学校による対処）

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

（1）重大事態の意味

法第28条がいう「いじめにより」とは、各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味します。

また、法第28条第1項第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」とあるのは、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断します。

例えば

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定されます。

法第28条第1項第2号の「相当の期間」については、国の基本方針では、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安としています。ただし、日数だけでなく、児童生徒の状況等、個々のケースを十分把握する必要があります。

また、児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは、「重

重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態ととらえる必要があります。

学校又は教育委員会は、重大事態の意味をふまえ、個々のケースを十分把握したうえで重大事態かどうかを判断し、報告・調査等にあたらなければなりません。

第30条（公立の学校に係る対処）

地方公共団体が設置する学校は、第28条第1項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

（2）重大事態の報告

学校は、重大事態と思われる案件が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告しなければなりません。また、報告を受けた教育委員会は、重大事態の発生を市長に報告することとなっています。

2. 宮若市いじめ問題専門委員会による調査

（1）調査の趣旨及び調査主体

法第28条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものです。

学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、教育委員会において調査を実施します。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査します。

学校が調査主体となる場合であっても、法第28条第3項に基づき、教育委員会は調査を実施する学校に対して必要な指導、また、人的措置も含めた適切な支援を行います。

なお、従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒又は、保護者が望む場合には、法第28条第1項の調査に並行して、市長による調査を実施することも想定されます。この場合、調査対象となる児童生徒等への心理的な

負担を考慮し、重複した調査とならないよう、法第28条第1項の調査主体と並行して行われる調査主体とが密接に連携し、適切に役割分担を図ります。

(例：アンケートの収集などの初期的な調査を学校又は教育委員会が中心となって行い、収集した資料に基づく分析及び追加調査を、並行して行われる調査で実施する等。)

(2) 調査を行うための組織

教育委員会または学校は、その事案が重大事態であると判断したときには、当該重大事態に係る調査を行うために、双方協議の上速やかにその下に組織を設置します。学校が調査を行う際には、学校いじめ防止対策委員会が調査を行い、教育委員会が調査を行う際には、「宮若市いじめ問題専門委員会」を招集し、これが調査を行います。

(3) 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為がいつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情としてどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなど事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることです。

この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校と教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の再発防止を図るものです。

ア いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合、いじめられた児童生徒から十分に聴き取るとともに、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行うことなどが考えられる。この際、いじめられた児童生徒を守ることを最優先とした調査実施が必要である。(例：質問票の使用にあたり、個別の事案が広く明らかになり、被害児童生徒の学校復帰が阻害されることのないよう配慮する等)

調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童生徒への指導を行い、いじめ行為を止め、また、いじめられた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた児童生徒の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行うことが必要である。

これらの調査にあたっては、教職員向け手引きを参考にしつつ、事案の重

大性を踏まえて、教育委員会がより積極的に指導・支援したり、関係機関ともより適切に連携したりして、対応にあたる。

イ いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

児童生徒の入院や死亡など、いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。調査方法としては、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などが考えられる。

(自殺の背景調査における留意事項)

児童生徒の自殺という事態が起こった場合の調査のあり方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施することが必要です。

この調査においては、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつその死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行うことが必要です。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、法第28条第1項に定める調査に相当することとなり、そのあり方については、以下の事項に留意の上、行うものとします。

- 背景調査にあたり、遺族が当該児童生徒を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。
- 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- 死亡した児童生徒が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、学校または教育委員会は、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や、一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。
- 詳しい調査を行うにあたり、学校または教育委員会は、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取り扱い、遺族に対する説明のあり方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り、遺族と合意しておくことが必

要である。

- 調査を行う組織については、「宮若市いじめ問題対策連絡協議会」の会長が、「宮若市いじめ問題専門委員会」の委員又は、事案に応じて適任と思われる委員を選出し、委員として充てることができる。
 - 背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約のもとで、できる限り偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析・評価を行うよう努める。
 - 客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要であることに留意する。
 - 学校が調査を行う場合においては、教育委員会は、情報の提供について必要な指導および支援を行うこととされており、設置者の適切な対応が求められる。
 - 情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮のうえ、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意する。
- なお、亡くなった児童生徒の尊厳の保持や子どもの自殺は連鎖（後追い）の可能性などがあることなどを踏まえ、報道のあり方に特別の注意が必要であり、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にする必要がある。

（４）その他留意事項

法第23条第2項においても、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとされ、学校において、いじめの事実の有無の確認のための措置を講じた結果、重大事態であると判断した場合も想定されるが、それのみでは重大事態の全貌の事実関係が明確にされたとは限らず、未だその一部が解明されたに過ぎない場合もありうることから、法第28条第1項の「重大事態に係る事実関係を明確にするための調査」として、法第23条第2項で行った調査資料の再分析や、必要に応じて新たな調査を行うこととします。ただし、法第23条第2項による措置にて事実関係の全貌が十分に明確にされ

たと判断できる場合は、この限りではありません。

事案の重大性を踏まえ、教育委員会は、義務教育段階の児童生徒に関して、出席停止措置の活用や、いじめられた児童生徒の就学校の指定の変更や区域外就学等、いじめられた児童生徒の支援のための弾力的な対応を検討します。

(5) 調査結果の提供および報告

ア いじめを受けた児童生徒および保護者への適切な情報提供

学校または教育委員会は調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する。これらの情報の提供にあたっては、学校または教育委員会は、他の児童生徒のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

イ 調査結果の報告

調査結果について、学校は教育委員会に報告し、教育委員会は市長に報告をする。

3. 市長による再調査と宮若市いじめ問題調査委員会の設置

第30条（公立の学校による対処）

2 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

3 地方公共団体の長は、前項の規定による調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。

(1) 再調査

重大事態が発生した場合の調査結果の報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要があると認めるときは、法第28条第1項の規定による調査の結果について調査（以下「再調査」という。）を行います。再調査についても教育委員会等による調査同様、再調査の主体は、いじめを受けた児童生徒及びその保護

者に対して、情報を適切に提供する責任があるものと認識し、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明します。

(2) 再調査を行う機関の設置

再調査を実施する機関については、条例により「宮若市いじめ問題調査委員会」を設置します。当該委員会は市長が専門的な知識を有する第三者を任命しますが、委員は弁護士や医師、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的な知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係や特別の利害関係を有するものではない者の参加を図り、当該調査の公平性、中立性を図るよう努めます。

組織名	宮若市いじめ問題調査委員会	
組織の構成員	関係機関	職名等
	法律の専門家	弁護士
	医療関係者	医師等
	学識経験者	大学教授等
	心理の専門家	臨床心理士
	福祉の専門家	ソーシャルワーカー等
	その他	市長が必要と認めるもの

(3) 再調査の結果を踏まえた措置

教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために、指導主事や学校課題解決支援事業の専門家の派遣による重点的な支援、児童生徒指導に専門的に取り組む教職員の配置など人的体制の強化、心理や福祉の専門家、教員・警察官OBなど外部専門家の追加配置等の支援を行います。

また、再調査を行ったとき、市長はその結果を議会に報告します。内容については、個々の事案の内容に応じ、適切に設定されることとなりますが、

個人のプライバシーに対しては、必要な配慮を確保します。

【重大事態発生時における組織構成図】第28条の対処

